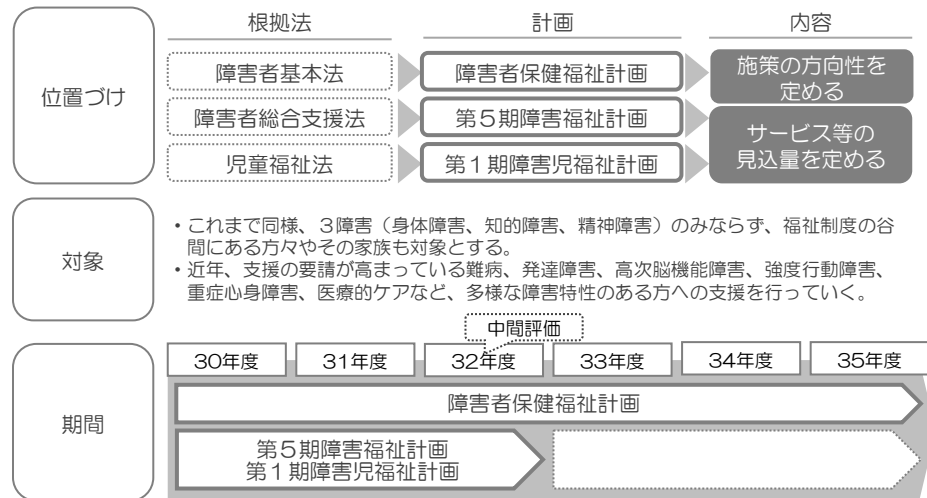


計画の概要



現状と課題

現計画の基本方針
(平成24～29年度)自立に向けた
市民理解の促進と
権利擁護の推進

主な新規・拡充の取り組み

- 障害者差別解消条例の制定
- 区役所への差別相談員の配置
- 差別及び虐待相談ダイヤルの整備

生涯にわたり
地域での生活を
支援する体制の充実

- 区自立支援協議会の設置
- 児童発達支援センターの整備
- 難病サポートセンターの開設
- 自殺予防情報センター運営

誰もが安心して
生活できる
環境の整備

- 障害者総合支援センター開所
- 仙台市バリアフリー基本構想策定
- 災害時要援護者情報登録制度の推進
- 福祉避難所の拡充及び機能強化

就労や社会参加による
生きがいづくり

- 障害者施設からの優先調達の推進
- 障害者就労支援センターの運営
- パラリンピック関連事業の実施
- 審議会等への障害のある方の参画

サービスの充実と
質の向上

- 生活介護事業所の整備
- 要医療的ケア対応型グループホーム運営費補助
- 専門機関による各種研修等の実施

課題と国の動き

- 本市調査では、障害者差別解消法・条例の認知度が市民は約15%、障害当事者でも約15～30%と低い状況。
- 国ではユニバーサルデザイン2020行動計画を定め、心のバリアフリーを推進する方向性を示している。

- 国の指針では、障害児福祉計画の策定が義務付けられたとともに、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの整備が求められている。
- 医療的ケアの必要な児童に対する短期入所等の事業所が不足している。

- 当事者等の高齢化に伴い、グループホームの要望が強くなっているが、量の不足と重度者の入所体制が課題。
- 災害時に避難が難しい方に対する避難計画の整備が十分に進んでいない。

- 全国的に見て、本市を含む宮城県内の一般企業における障害者雇用率が低い。
- 一般就労へ移行した障害者の就労継続を図るため、平成30年度より就労定着支援事業が新設される予定。

- 現計画で記載されている青葉障害者福祉センターの整備が遅れている。
- 障害福祉の現場を担う人材不足が顕著になっている。

次期計画の方向性

理念

共生の都・共生する社会（現計画の理念の継続）

- 仙台市総合計画2020の目指すべき都市像のひとつとして掲げられる「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像として掲げられる「共生する社会」を理念とする。

基本目標

ひとりひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生の都をともに作る

- 本市が目指す理念の実現のためには、あらゆる取り組みの基盤となる「障害理解」が社会に浸透し、具体的な行動に移されていくことが必要である。多くの場合、障害は社会の側にあり、必要な配慮があれば暮らしの不便さを取り除くことができるため、市民が互いに関わり、暮らしやすい街をともに作る事が何よりも重要。

基本方針

- 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
- 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
- 地域での安定した生活を支援する体制の充実
- 生きがいにつながる就労と社会参加の充実
- 安心して暮らせる生活環境の整備

施策体系

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- 理解促進・差別解消
- 虐待防止・成年後見制度等

2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- 早期発見・早期支援
- 保育・療育
- 教育・発達支援
- 放課後支援
- 家族支援

3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- 相談支援
- 生活支援
- 居住支援
- 地域移行・地域定着支援
- 保健・医療・福祉連携
- 給付・手当等

4 生きがいにつながる就労と社会参加の充実

- 一般就労・福祉的就労
- 日中活動
- スポーツ・レクリエーション・芸術文化
- 当事者活動
- 移動・外出支援
- 意思疎通支援

5 安心して暮らせる生活環境の整備

- バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- 基盤整備
- 防災・減災等
- 事業所支援・人材支援

次期仙台市障害者保健福祉計画・第5期仙台市障害福祉計画・第1期仙台市障害児福祉計画（中間案骨子）

① 市民に対する障害理解のさらなる促進

- ・地域における理解者の増加を目的とした障害理解サポーター事業の推進
- ・パラリンピックを契機とした障害者スポーツによる障害理解の促進
- ・芸術や音楽など市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発の促進

② 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する切れ目のない支援

- ・子どもの発達に関する総合情報提供
- ・ライフステージごとの発達特性や環境に応じた療育等の体制づくり
- ・子育て、教育、福祉に係る機関及び施策間の連携の強化

③ 重い障害等のある方に対する支援の充実

- ・重症心身障害児向けの放課後等デイサービス事業所の整備促進
- ・重症心身障害児（者）に対する入浴事業の新設
- ・医療的ケア児（者）などが安心して利用することができる短期入所事業所の整備促進
- ・人工呼吸器装着児（者）をはじめとする重い障害のある方の災害時個別支援計画作成の推進
- ・中途視覚障害者、高次脳機能障害、難病の方など多様な障害特性に応じた機能訓練、生活訓練などのきめ細やかな支援の実施

④ 地域で安心して暮らすための相談等支援体制の整備

- ・緊急時においても地域での生活を支えるための地域生活支援拠点等の整備
- ・地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センターの整備
- ・精神障害のある方を支える家族に対する相談支援等の充実

⑤ 安定して働くことができる就労支援体制の整備

- ・就職後も働き続けるための就労定着の取り組みの強化
- ・より幅広い業種を対象とした雇用促進及び啓発
- ・企業等への個別訪問強化による障害者が働きやすい職場づくりの促進

⑥ 地域に必要な機能のための基盤整備

- ・青葉障害者福祉センターの整備
- ・重い障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
- ・障害の重度化・高齢化に応じたグループホームの整備促進
- ・障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援

主な見込量

単位：利用人数/月、回
(発達障害者支援地域協議会の開催のみ単位が回)

サービスの種類	第4期実績		第5期見込量		
	H27	H28	H30	H31	H32
居宅介護等	1,690	1,708	1,749	1,770	1,791
生活介護	1,769	1,795	1,855	1,875	1,890
自立訓練（機能訓練）	31	35	33	33	33
自立訓練（生活訓練）	191	196	196	196	196
就労移行支援	288	360	391	412	432
就労継続支援A型	356	373	387	401	415
就労継続支援B型	1,646	1,800	1,939	2,078	2,217
就労定着支援【新】 ※1			未定	未定	未定
療養介護	124	124	124	124	124
短期入所（福祉型・医療型）	284	287	290	290	290
自立生活援助【新】 ※1			未定	未定	未定
共同生活援助 ※2	695	776	精査中	精査中	精査中
施設入所支援	549	539	537	537	537
計画相談支援	540	544	658	724	796
地域移行支援	2	1	7	7	7
地域定着支援	5	1	7	7	7
児童発達支援	458	490	490	490	490
放課後等デイサービス	1,260	1,401	1,695	1,864	2,050
居宅訪問型児童発達支援【新】 ※1			未定	未定	未定
障害児入所支援	42	47	50	50	50
障害児相談支援	80	99	120	132	145
発達障害者支援地域協議会の開催【新】			3	3	3

※1：第5期見込量が「未定」の事業は平成30年度より新設の事業のため、事業詳細が明確になり次第見込量を積算する予定

※2：第5期見込量が「精査中」の共同生活援助は現在調査中であり、11月上旬に算出予定。

項目

H27実績

H28実績

到達目標

1-① 施設入所者の地域生活への移行	7人	1人	▶ 平成32年度末までに、平成28年度末時点の全入所者数の539人のうち17人（3%）以上の地域移行を目指す。
1-② 施設入所者数	549人	539人	▶ 平成32年度末時点で、平成29年度見込み人数（537人）から横ばいの人数で見込む。
2 保健・医療・福祉関係者の協議の場【新】	無	無	▶ 平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。
3 地域生活支援拠点等の整備	無	無	▶ 現在、仙台市障害者自立支援協議会において検討中。
4-① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数	170人	192人	▶ 平成32年度末時点で、平成28年度年間実績数である192人より96人多い288人（50%増）の移行を目指す。
4-② 就労移行支援事業の利用者数	288人	360人	▶ 平成32年度末時点で、平成28年度末の利用者数360人より72人多い432人（20%増）を目指す。
4-③ 事業所ごとの就労移行率	38.7%	29.7%	▶ 平成32年度末時点で、就労移行率が30%以上の事業所を全体の50%以上とすることを目指す。
4-④ 就労定着支援事業による就労定着率【新】	未測定	未測定	▶ 平成32年度末時点で、就労定着支援事業の支援を開始した時点から1年後の職場定着率80%以上を目指す。
5-① 児童発達支援センターの設置【新】	2カ所	2カ所	▶ 平成29年度末に11カ所の整備を達成予定のため質の向上を目指す。
5-② 保育所等訪問支援の利用体制【新】	有	有	▶ 保育所への地域支援はアーチル等が担う機能により対応予定。
5-③ 重症心身障害児に対する支援【新】	1区	2区	▶ 平成32年度末時点で、主に重心児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を各区1カ所以上の確保を目指す。
5-④ 医療的ケア児に対する支援【新】	無	無	▶ 平成30年度末時点までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指す。

重点分野

到達目標